

令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務委託プロポーザル選定要領

(目的)

第1条 この要領は、令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務を委託する者の決定にあたり、プロポーザル方式により提案のあった企画提案書等の選定方法について、必要な事項を定める。

(選定業務)

第2条 令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次条から第7条に定める方法により選定業務を行う。

(選定方法)

第3条 選定委員会は、参加者に対し選定会議を開催し、参加者より提出された企画提案書類等、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最優秀提案を決定する。

2 参加者は、提出した企画提案書類等の内容についてプレゼンテーションを行うものとし、内容の追加や変更を行ってはならない。

(採点)

第4条 各選定委員は、審査において次条に定める審査基準に基づき、別紙4-1を用いて採点を行う。なお、企画提案書類等の採点は次の各号により行う。

(1) 各選定委員は、次条において定める項目（以下「項目」という。）及び審査基準に従い、次の6段階で基礎点を採点する。

「5点」非常に優れている

「4点」良い

「3点」標準的なレベル（仕様書の内容を最低限備えている）

「2点」良くない

「1点」非常に劣っている

「0点」記述又は説明のないもの

(2) 各選定委員は、項目ごとの基礎点に、次条に定める重要度に応じて設定する係数を乗じ、項目ごとの得点を算出する。

(3) 各選定委員は、項目ごとの得点を合計し、合計得点を算出する。ただし、「価格評価」については事務局が算出する。

(審査基準等)

第5条 審査における審査基準及び重要度に応じて設定する係数は、次のとおりとする。

項目	評価の観点	重要度に応じて設定する係数
理解力	提案の内容が本業務の委託目的に沿っているか。 質問に対する応答が明確で迅速か。当市の疑問点や懸念事項に対し、対策を提示することができるか。 (別紙2-8(1)①企画提案書により審査)	5
企画力	提案の内容が当市の要望を踏まえており、かつ実効性のあるものとなっているか。 (別紙2-8(1)①企画提案書により審査)	6

講師の実績等	本業務を遂行するにあたり十分な経歴又は実績を有しているか。 (過去5年間におけるワークライフバランスに関する県又は市主催講座での講師経験数、ワークライフバランスに関する受賞歴、その他講師としてふさわしいと考えられる資格、経歴 等) (別紙2 8 (1) ②業務実施能力に関する資料により審査)	3
提案者の実績	提案者は本業務に係る十分な実績を有しているか。 (過去5年間におけるワークライフバランスに関する県又は市主催講座の受託件数、ワークライフバランスに関する受賞歴、その他提案者として秀でていると考えられる業績 等) (別紙2 8 (1) ②業務実施能力に関する資料により審査)	2
価格評価	価格評価点=20点×(1-提案見積価格/契約上限額) ※小数点第一位を四捨五入する (別紙2 8 (1) ③費用見積書により審査)	—

(順位の決定)

第6条 各選定委員は、前2条により算出した合計得点の高い順に、企画提案書類等の順位付けを行う。なお、各企画提案書類等の合計得点に同点のものがある場合は、「企画力」の得点が高い者を優位とする。更に同点の場合は、「理解力」、「講師の実績等」の順に得点が高い者を優位とする。同点の場合は同順位とする

2 選定委員会は、各選定委員の付けた順位を順位点とし、別紙4-2を用いて順位点を集計し、順位点合計の数値の低いものを上位として企画提案書類等の総合順位を決定する。

(最優秀提案の決定)

第7条 選定委員会は、前条の規定により決定した総合順位が1位のものを最優秀提案として決定する。なお、総合順位1位の者が2人以上ある場合は、各選定委員の合計得点の集計を行い、得点が多い者を最優秀提案とする。合計得点と同じ者がある場合は、委員長の合計得点の高い者を最優秀提案とする。

2 提出された企画提案書等が1件の場合は、第4条及び第5条に定める方法により採点を行い、選定委員の1名以上が48点未満(価格評価点は含まない。)とした場合には、委員長が選定委員会に諮って、当該企画提案書等を最優秀提案として決定しないことができる。

(プロポーザル日程)

第8条 プロポーザルの実施にかかる日程は、別紙4-3のとおりとする。